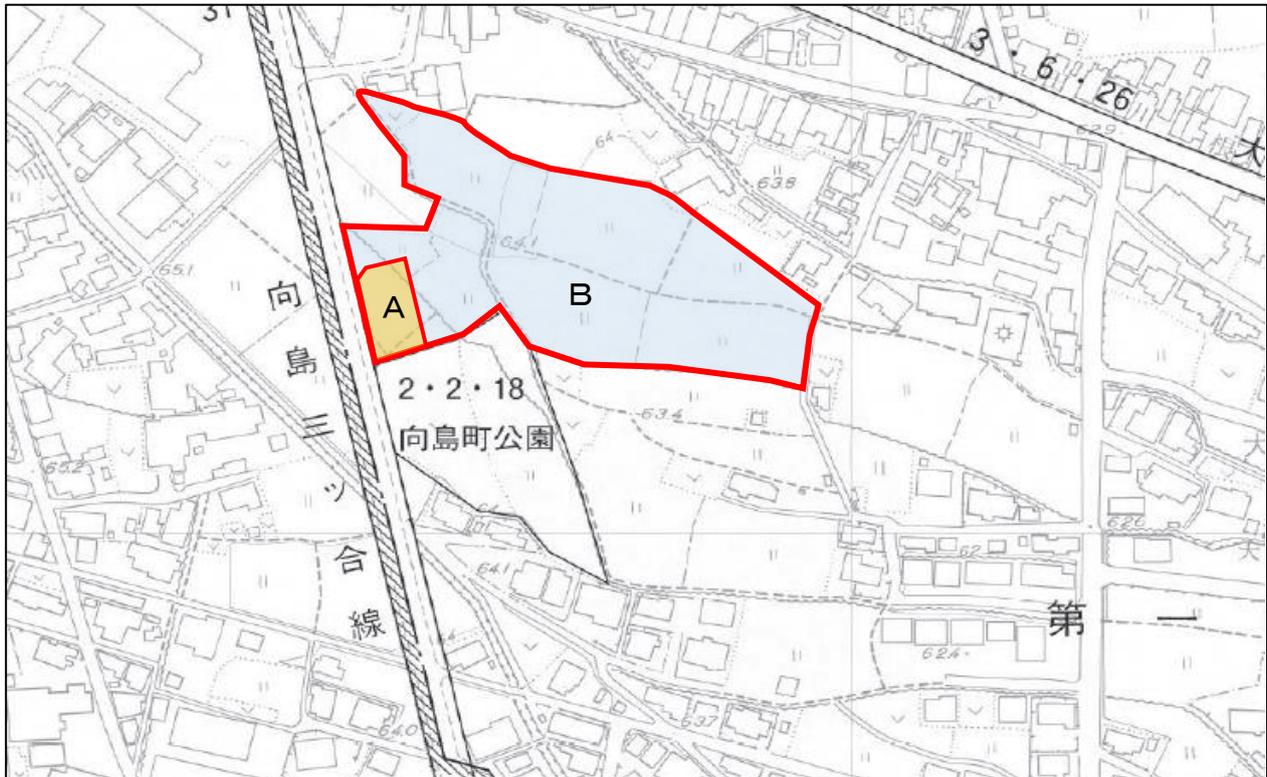


## 島田市景観計画の変更（重点地区の追加について）

## (3) 向島町地区

## ア 区域



## イ 景観の形成方針

本地区は、（都）島田金谷線と（都）向島三ッ合線の交差点付近に位置しており、（都）島田金谷線の沿線には、生活利便施設が集積している暮らしやすい都市環境に恵まれた地区です。

このため、建築物の形態や色彩に基準を定めることにより、落ち着いた街並みを創出し、やすらぎが感じられる良好な居住環境の形成と保全を目指します。

## ウ 届出を必要とする行為（特定届出対象行為）

重点地区内において、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う場合は、あらかじめ届出をする必要があります。

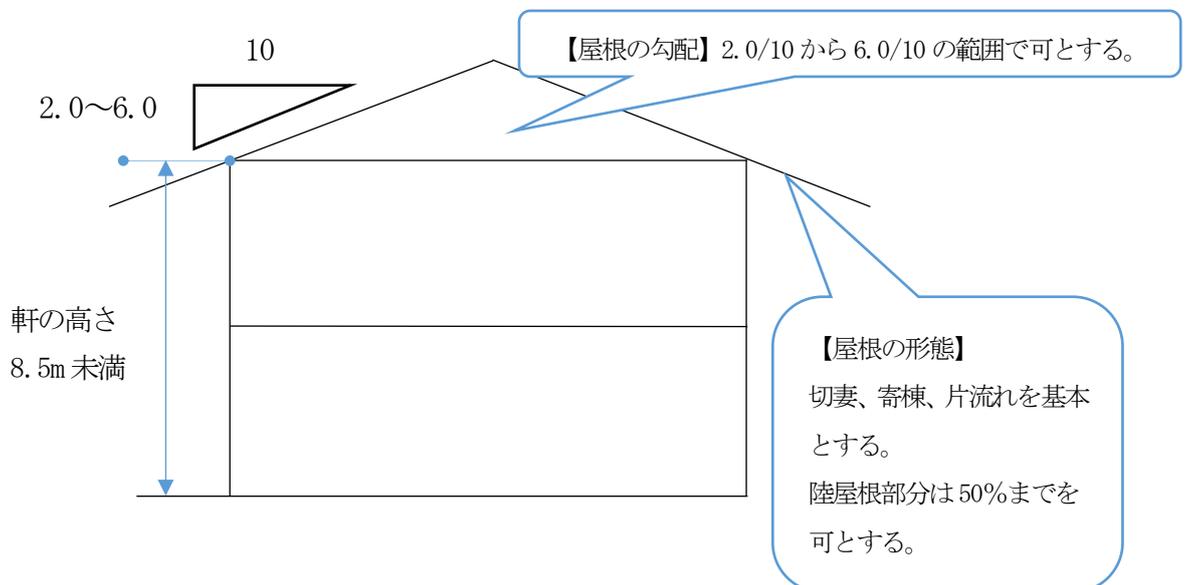
## エ 景観の形成基準

建築物に関する基準

建築物の形態	基準
屋根の形態	地区道路1号に面する敷地の建築物の屋根の形態は、切妻、寄棟、片流れの勾配屋根を基本とする。ただし、50%以内の範囲であれば陸屋根も可とする。屋根には、太陽光発電設備を除き工作物を設置してはならない。
屋根の勾配	屋根勾配は、2.0/10 から 6.0/10 までの範囲とする。（陸屋根部分は除く）

建築物の形態	基準													
軒の高さ	軒の高さは、8.5m未満とする。													
建築物の色彩	屋根	色彩は良好な住宅地景観の形成のために、過度に派手なものを避け、以下の基準に適合するものとする。												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1Y~10R(0YR)</td> <td>5.7以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~10YR(0Y)</td> <td>3.0以下</td> <td>2.5以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.7以下</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	0.1Y~10R(0YR)	5.7以下	1.0以下	0.1YR~10YR(0Y)	3.0以下	2.5以下	無彩色	5.7以下	-
		色相	明度	彩度										
		0.1Y~10R(0YR)	5.7以下	1.0以下										
0.1YR~10YR(0Y)	3.0以下	2.5以下												
無彩色	5.7以下	-												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10Y(0GY)</td> <td>3.5以上</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>0.1GY~10RP(0R)</td> <td>3.5以上</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>3.5以上</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	0.1R~10Y(0GY)	3.5以上	6.0以下	0.1GY~10RP(0R)	3.5以上	1.0以下	無彩色	3.5以上	-		
色相	明度	彩度												
0.1R~10Y(0GY)	3.5以上	6.0以下												
0.1GY~10RP(0R)	3.5以上	1.0以下												
無彩色	3.5以上	-												
各立面の外壁面積の1/5以下の場合、この限りではない。														
付帯設備	<p>屋根面に沿って設置された太陽光発電パネル及びその架台を除き、付帯設備及び機器類その他の工作物を設置してはならない。</p> <p>屋外アンテナその他これに類するものは、建築物の軒の高さを超えて設置してはならない。</p> <p>空調室外機、電気温水器、給湯器その他これらに類する建築設備を設ける場合は、道路から直接見えないように配慮するなど良好な修景を行い、景観に配慮しなければならない。</p> <p>物置その他これに類する付属建築物を設ける場合は、道路から直接見えないように配慮するなど良好な修景を行い、景観に配慮しなければならない。</p>													

**【参考図】**



## ■外壁の色彩基準

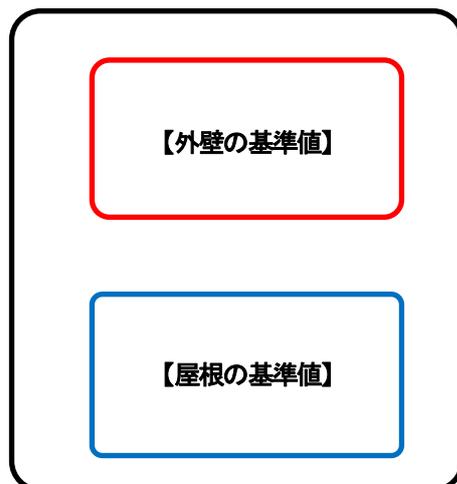
### ■外壁の基準値

色相	明度	彩度
0.1R~10Y(0GY)	3.5以上	6.0以下
0.1GY~10RP(0R)	3.5以上	1.0以下
無彩色	3.5以上	—

### ■屋根の基準値

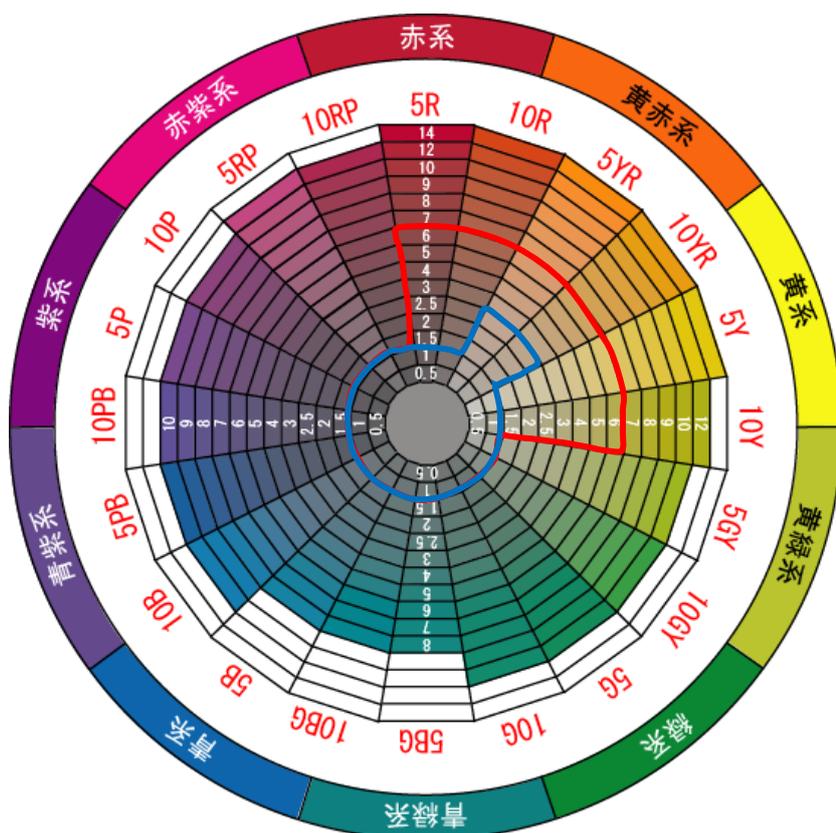
色相	明度	彩度
0.1Y~10R(0YR)	5.7以下	1.0以下
0.1YR~10YR(0Y)	3.0以下	2.5以下
無彩色	5.7以下	—

## 《守るべき色彩の範囲》



※表の数値、記号は日本工業規格 Z8721 (色の三属性による表示方法) (以下マンセル値と呼ぶ) に基づく。

下図は、色相及び彩度の基準範囲を示す。



### 【色相】

10種の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す。0から10までの数字を組み合わせて表す。

### 【明度】

明るさの度合いを0から10までの数値で表す。暗い色ほど数値は小さくなる。

### 【彩度】

鮮やかさを0から14程度までの数値で表す。白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0となる。

### 【マンセル記号】

マンセル記号は、これら3つの属性を組み合わせて、ひとつの色彩を表記する記号である。有彩色は、5R4.0/14.0のように、色相、明度/彩度を組み合わせて表記し、無彩色は、N6.0のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記する。

■色彩基準(外壁・屋根)の範囲 \*明度及び彩度の基準範囲を示す。

赤枠・・・外壁の色彩基準

青枠・・・屋根の色彩基準

